

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社 Bot Express

被告 国

原告第五準備書面

令和4年10月20日

東京地方裁判所 民事第44部甲合議2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、以下のとおり、その主張を行う。

1 別件訴訟における当事者尋問に関して

- (1) 民事第51部に係属する別件訴訟において、令和4年6月23日、原告代表取締役中嶋一樹の当事者尋問が行われた。ここでは、「GovTech Express」における本サービスの位置付け、本サービスの具体的な仕組み、本サービスの導入を予定している自治体の動向、本件省令改正を受けての渋谷区の対応等について、原告代表取締役中嶋一樹からの説明が行われた（本件事件と同じく、別件訴訟の「被告」は国であるところ、「被告」からの反対尋問は行われなかった。）。

上記当事者尋問の内容を証するため、尋問調書等を提出する（尋問調書につき、甲45。この尋問調書において、「甲第31号証」（1頁）として言及される令和3年7月18日付け陳述書を甲46、「甲第54号証」（1頁）として言及される令和4年5月17日付け陳述書を甲47、「甲第56号証の1」（6頁）

として言及される画像データを甲 4 8 の 1、「甲第 5 6 号証の 2」(9 頁)として言及される画像データを同 2、「甲第 5 6 号証の 3」(9 頁)として言及される画像データを同 3、「甲第 5 7 号証」(7 頁)として言及され資料を甲 4 9、「甲第 5 8 号証」(10 頁)として言及される資料を甲 5 0 として、それぞれ提出する。なお、甲 4 6 の陳述書及び甲 4 7 の陳述書は、いずれも本件事件の直接の証拠の一つとしても位置付ける。)

- (2) 別件訴訟においては、上記(1)の当事者尋問後、原被告それぞれがいわゆる最終準備書面を提出し(原告が提出した最終準備書面につき、甲 5 1)、令和 4 年 9 月 1 3 日弁論が終結した。判決言渡しは、同年 1 2 月 8 日(木曜日)午後 1 時 1 5 分より予定されている。

2 本サービスの「必要性」について

- (1) 前回期日において、裁判所から質問された、本サービスの(「利便性」とは異なる文脈における)「必要性」について、説明する。ただし、原告としては、「必要性」の有無が、本件事件の帰趨に影響するものではないと理解しているので、念のため付言しておく。
- (2) これまで詳細に説明してきたとおり、現行法令において、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うためには、事実上、マイナンバーカードを用いて本人確認を行う必要がある(前提として、居住する市町村において、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うためのシステムが用意されている必要がある。)

仮に、居住する市町村において住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うためのシステムが用意されている場合であっても、マイナンバーカードの発行を受けていない者、マイナンバーカードが失効している者、現にマイナンバーカードを所持していない者、マイナンバーカードを読み取るための機材を用意できない者等は、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うことができない。

(3)ア ここで指摘をしておくべきことは、現行法令上マイナンバーカードの発行を受けることは国民の義務ではないこと、特段の事情のない限りマイナンバーカードの発行を受けるには現に市町村の窓口に出向かなければならないこと、及び、その申請をした日から発行を受ける日まで通常1か月以上の日数を要することである。

マイナンバーカードの発行を受けていない国民は多く（令和4年8月25日の総務省の発表によると、同月23日時点のマイナンバーカードの全人口に対する有効申請件数は50.1%、実際のマイナンバーカードの交付率は47.0%とのことである。甲52）、（その是非は別にして）このうち少なくはない数が、各自の考えから、マイナンバーカードの発行を積極的に拒んでいるものともいえる。現行法令においてマイナンバーカードの発行を受けるか否かは国民それぞれの任意の判断である以上、マイナンバーカードの発行を受けていない者のために、オンラインにて住民票の写しの交付請求を行う方法が用意される必要がある。

イ また、マイナンバーカードの発行を受けているものの、マイナンバーカードの有効性が失われている場合、マイナンバーカードを紛失したり別の場所に置いていたりする場合、マイナンバーカードの暗証番号を失念した場合、マイナンバーカードを読み取るための機材を用意できない場合等に対応するためにも、マイナンバーカードを用いないでオンラインにて住民票の写しの交付請求を行う方法が用意される必要がある。

ウ 市町村の窓口に行けば住民票の写しの発行を受けることはできるが、物理的に、精神的に、あるいは、その他の事情（疾病等）から、自宅から家を出ることができない者もいるのであって、市町村の窓口に行けば住民票の写しの発行を受けることができることは、マイナンバーカードを用いないでオンラインにて住民票の写しの交付請求を行う方法が用意されないでよいことにはならない。

また、郵送による住民票の写しの交付請求という手段もあるが、ここでも

やはり、本人確認書類の写しを取ったり、郵便を出したりするにあたっては、外に出なければならない。また、通例、郵送による住民票の写しの交付請求にあたっては、定額小為替によって発行手数料を支払うところ、そのためにもやはり外に出なければならない。

エ 他方で、本サービスを用いた住民票の写しの交付請求は、手元に携帯電話（マイナンバーカードを読み取ることができる機能は不要である。）と本人確認書類さえあれば、自宅を出ずに、住民票の写しの交付請求が可能である。物理的に、精神的に、あるいは、その他の事情（疾病等）から、家を出ることができない者であっても、自ら住民票の写しの交付請求ができる。これこそが、本サービスの「必要性」である。

それぞれが置かれた状況に合わせた対応を尽くせば、本人が、自宅に出ずともマイナンバーカードの発行を受けたり、あるいは、住民票の写しの交付請求をしたりすることが完全に不可能とまではいえないであろうが、そうであるからといって、マイナンバーカードを用いないオンラインによる住民票の写しの交付請求の「必要性」が否定されることにはならない（本サービスが絶対的に不可欠といえるかどうかという文脈にて検討することが、正しい検討の方向性であるとは思われない。）。

3 原告の損害論について

(1) 原告の損害論について、これまで原告は次のとおり主張してきた（特に、原告第三準備書面・第1・2・(2)及び同第6）。

すなわち、原告による選択的主張のうち、争いの対象①（令和2年4月3日付けにて総務省自治行政局住民制度課長が都道府県及び指定都市にあててなした、本通知（甲9）の発出）により原告が被った損害は、（ア）埼玉県和光市及び愛知県東郷町において本サービスを利用することができないことに伴う原告の逸失利益（ただし、令和3年8月26日までの分）、及び、（イ）原告が別件訴訟の提起を余儀なくされたことに伴う弁護士費用相当損害金（少なくとも1

00万円)である。

また、原告による選択的主張のうち、争いの対象②(令和3年9月29日施行にて総務大臣がなした、本件省令改正による本改正省令の創設)により原告が被った損害は、(ア)本件省令改正により、渋谷区において、本サービスの提供が「当面の間、中止」されたことによる損害、及び、(イ)埼玉県和光市及び愛知県東郷町において本サービスを利用することができないことに伴う原告の逸失利益(ただし、令和3年10月分以降の分)である。

(2) 上記(1)で述べた損害論のうち、争いの対象②に係るものとして整理している

(ア)(本件省令改正により、渋谷区において、本サービスの提供が「当面の間、中止」されたことによる損害)については、結局、ひとまず令和4年度においては、渋谷区が原告に支払う金額を引き下げるという対応は取られなかったため、本書面をもって、この主張を撤回する(ただし、今後、改めて損害として発生する可能性があることについては留保しておく。)

(3) 上記(1)で述べた損害論のうち、争いの対象①及び争いの対象②に共通する、埼玉県和光市及び愛知県東郷町との関係における逸失利益については、それぞれから提出された各調査票(甲19、甲22)、別件訴訟による原告代表取締役の尋問調書(甲45。特に4頁から5頁)、及び、甲46の陳述書(3頁)により、優に認定することができるといえる。

原告が、別件訴訟を提起するにあたり、弁護士費用(着手金)として、原告訴訟代理人弁護士に対して少なくとも100万円(税込)を支払っていることについては、甲53(受領証明書)のとおりである。

以 上